

(ご案内) 全国マタハラ未然防止対策キャラバン

平成 29 年 1 月 1 日から改正均等法及び育児・介護休業法が施行されます。

改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等説明会

主催：愛媛労働局

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が平成 29 年 1 月 1 日から施行されます。改正内容についてご理解いただくとともに、就業規則・育児介護休業規程等の整備促進を図るため、下記のとおり説明会を開催します。

皆さまの積極的なご参加をお待ちしております。

改正法により、ハラスメント対策が事業主に義務化されたことから、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を全国キャンペーンとして広報を実施しています。

1 開催日時及び会場

会場名	開催日	開催時間	会場
① 新居浜	平成 28 年 10 月 24 日(月) 定員：200名	13:30～15:30	ユアーズ 所在地：新居浜市泉宮町 5-8 電話：0897-33-3535
② 松 山	平成 28 年 10 月 26 日(水) 定員：100名	9:30～11:30	松山若草合同庁舎 7 階 大会議室 所在地：松山市若草町 4-3 電話：089-935-5222
③ 松 山	平成 28 年 10 月 26 日(水) 定員：100名	13:30～15:30	松山若草合同庁舎 7 階 大会議室 所在地：松山市若草町 4-3 電話：089-935-5222
④ 大 洲	平成 28 年 10 月 27 日(木) 定員：100名	13:30～15:30	大洲市総合福祉センター 4 階 多目的ホール 所在地：大洲市東大洲 270-1 電話：0893-23-0294
⑤ 松 山	平成 28 年 11 月 2 日(水) 定員：100名	9:30～11:30	松山若草合同庁舎 7 階 大会議室 所在地：松山市若草町 4-3 電話：089-935-5222
⑥ 松 山	平成 28 年 11 月 2 日(水) 定員：100名	13:30～15:30	松山若草合同庁舎 7 階 大会議室 所在地：松山市若草町 4-3 電話：089-935-5222

2 内 容 説 明：愛媛労働局雇用環境・均等室

- (1) 「改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法について」
- (2) 「有期契約労働者の無期転換ルールと有期特措法について」
- (3) 「各種助成金について」

3 対象者 事業主、企業の人事労務担当者等

4 参加申込・申込期限・説明会に関するお問合せ先

裏面申込書にご記入の上、FAX 等により平成 28 年 10 月 14 日(金)までにお送り下さい。

(ご案内) 全国マタハラ未然防止対策キャラバン

愛媛労働局雇用環境・均等室あて (このまま FAX をお送りください)

FAX 089-935-5223

締切：平成28年10月14日 (金)

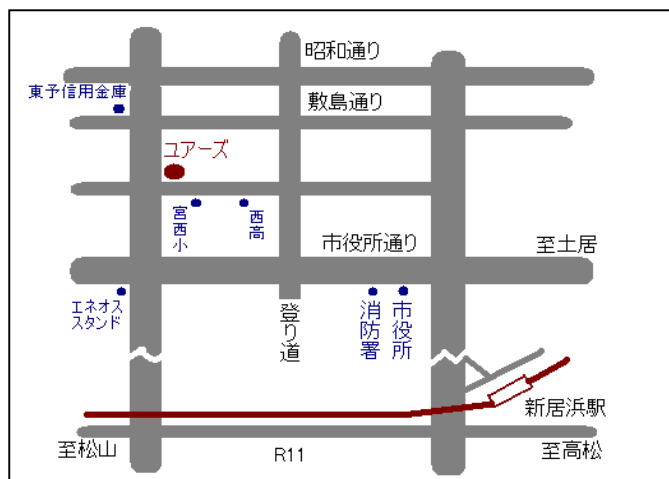
改正均等法・育介法等説明会参加申込書

(事業所名)	(参加者名)
(住所)	部署・役職名 () 氏 名 () 部署・役職名 () 氏 名 () 参加者人数 (名)
TEL (- -) FAX (- -)	(参加会場) ※会場名を丸印で囲んで下さい。 ① 10/24 新居浜 ②10/26 松山午前③10/26 松山午後 ④ 10/27 大洲 ⑤11/2 松山午前⑥11/2 松山午後

各会場の案内図

【松山会場】10月26日
11月2日

【新居浜会場】10月24日



【大洲会場】10月27日



※ 各会場とも駐車場に限りがありますので、ご出席の際は、なるべく公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

☆参加申込及びお問い合わせ先
愛媛労働局雇用環境・均等室
〒790-8538 松山市若草町4-3
松山若草合同庁舎6階

TEL 089-935-5222
FAX 089-935-5223